国会事項

参議院

質問主意書転送

四月六日次の質問主意書を内閣に転送した。

合衆国軍隊構成員等の自動車運転過失致死罪に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一一三号）

人事異動

内閣

（東京地方検察庁検事）検事　近藤　和久
（仙台地方検察庁検事）同　能登谷宣仁
（秋田簡易裁判所判事・秋田地方裁判所判事補兼秋田家庭裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　佐藤　由紀

判事補兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（四月一日）

永井ユタカ　森野　俊彦

判事に任命する（各通）（四月六日）

内閣府

宮務官
宮内庁長官秘書官　小原　邦彦
萩原　一彦

願に依り本官を免ずる（各通）（三月三十一日）

坪倉　昭

宮務官に任命する

芦澤　千古

宮内庁長官秘書官に任命する

田部井悦子

独立行政法人国立公文書館監事に任命する

戸澤　和彦　山田　洋　椿　愼美

情報公開・個人情報保護審査会委員に任命する（各通）

飯田小夜子

預金保険機構監事に任命する

數土　文夫

日本放送協会経営委員会委員に任命する（以上四月一日）

警察庁

（警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長）警視長　田盛　正幸
（警察大学校交通教養部長授）
同　菅沼　篤

警視監に任命する

警察庁長官官房付を命ずる（各通）

（近畿管区警察局広域調整部長）
同　百田　春夫
（四国管区警察局総務監察・広域調整部長）同　木村　孝仁

警察庁長官官房付を命ずる（各通）

（警察大学校附属警察情報通信学校長）警察庁技官　山口　勝
（警察庁長官官房付）警視監　田盛　正幸
（同）同　菅沼　篤
（同）警視長　百田　春夫
（同）同　木村　孝仁

国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により平成二十三年三月三十一日限り定年退職（各通）

（警察庁警備局付）同　新美　恭生

警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長を命ずる

（警察庁長官官房付）同　齊藤　良雄

警察大学校交通教養部長兼教授を命ずる

（警察庁刑事局指紋鑑識官）警
視正　庄司　政雄

四国管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる（以上三月三十一日）

（警察大学校長）警視監　髙橋美佐男

警察大学校附属警察情報通信学校長事務取扱を命ずる（四月一日）

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　澤田　潤
（大阪地方検察庁検事）同　平野　慎

辞職を承認する（各通）（三月二十七日）

（静岡地方検察庁検事）検事　三摩　哲也
（鹿児島地方検察庁検事）同　知花　宏樹

東京地方検察庁検事に配置換する（各通）

（名古屋地方検察庁検事）同　石井　宏

大阪地方検察庁検事に配置換する（以上三月二十八日）

（東京高等検察庁検事）検事　藤原　光秀
（同）同　平山　龍徹
（同）同　鈴鹿　寛
（東京地方検察庁検事）同　平尾　覚
（同）同　知花　宏樹
（同）同　三摩　哲也
（横浜地方検察庁川崎支部検事）
同　増田　佳子
（さいたま地方検察庁越谷支部長）同　須田　信行
（大阪高等検察庁検事）同　前田　康治
（大阪地方検察庁検事）同　尾崎　元彰
（神戸地方検察庁尼崎支部長）
同　栗坂　滿
（福井地方検察庁検事）同　奥村　克彦
（同）同　植村　公彦
（広島高等検察庁岡山支部長）
同　見越　正秋
（広島高等検察庁松江支部長）
同　加藤　昭
（福岡高等検察庁検事）同　平江　徳子
（福岡地方検察庁検事）同　石原　吉廣
（大分地方検察庁検事）同　菊地　千春
（札幌地方検察庁検事）同　本多裕一郎
（釧路地方検察庁検事）同　大塚　智子
（高崎区検察庁副検事）副検事　髙橋　仁
（掛川区検察庁副検事）同　野寄　政直
（浜松区検察庁副検事）同　金廣　愼一
（大阪区検察庁副検事）同　脇田　純彦
（福井区検察庁副検事）同　嶋崎　哲雄
（岡山区検察庁副検事）同　子原　順治
（松江区検察庁副検事）同　永瀬　昭
（福岡区検察庁副検事）同　堺　弘見
（佐伯区検察庁副検事）同　井立　常喜
（古川区検察庁副検事）同　三品　惠一

辞職を承認する（各通）（三月三十一日）

公告

諸事項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第1項及び公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第17条第2項の規定によりなお従前の例によるとされている改正前の公認会計士法第31条の規定に基づき、平成23年3月29日付で平成23年4月4日から平成23年5月3日までの1月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第3項の規定に基づき公告する。

平成23年4月8日

金融庁長官　三國谷勝範

記

公認会計士　小川　文男　昭和19年2月4日生
公認会計士登録番号　第5882号
現住所　栃木県真岡市並木町2丁目15番地9

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、平成23年3月29日付で平成23年4月4日から平成23年5月3日までの1月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第3項の規定に基づき公告する。

平成23年4月8日

金融庁長官　三國谷勝範

記

公認会計士　有銘　寛之　昭和43年4月3日生
公認会計士登録番号　第16634号
現住所　沖縄県那覇市牧志2丁目22番31号パラティーノ牧志405

工場財団

大阪市中央区南船場二丁目3番2号**東洋シヤッター株式会社**の工場財団に鹿児島県姶良市蒲生町西浦字大牟田784番地2東洋シヤッター株式会社鹿児島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年4月8日

鹿児島地方法務局霧島支局